

2014年9月

公開草案 ED/2014/4

子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定

IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及びIAS第36号並びにIFRS第13号に関する設例の修正案

コメント期限:2015年1月16日

# 子会社、共同支配企業及び関連会社 に対する相場価格のある投資の 公正価値での測定

(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及び  
IAS第36号並びにIFRS第13号に関する設例の修正案

コメント期限：2015年1月16日

Exposure Draft ED/2014/4 *Measuring Quoted Investments in Subsidiaries, Joint Ventures and Associates* (Proposed Amendments to IFRS 10, IFRS 12, IAS 27, IAS 28 and IAS 36 and Illustrative Examples for IFRS 13) is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. The proposals may be modified in the light of the comments received before being issued in final form. Comments need to be received by **16 January 2015** and should be submitted in writing to the address below or electronically using our ‘Comment on a proposal’ page.

All comments will be on the public record and posted on our website unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for detail on this and how we use your personal data.

**Disclaimer:** The IASB, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting or refraining from acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

International Financial Reporting Standards (including International Accounting Standards and SIC and IFRIC Interpretations), Exposure Drafts and other IASB and/or IFRS Foundation publications are copyright of the IFRS Foundation.

**Copyright © 2014 IFRS Foundation®**

ISBN: 978-1-909704-51-0

**All right reserved:** Copies of the Exposure Draft may only be made for the purpose of preparing comments to the IASB provided that such copies are for personal or internal use, are not sold or otherwise disseminated, acknowledge the IFRS Foundation’s copyright and set out the IASB’s address in full.

Except as permitted above no part of this publication may be translated, reprinted, reproduced or used in any form either in whole or in part or by any electronic, mechanical or other means, now known or hereafter invented, including photocopying and recording, or in any information storage and retrieval system, without prior permission in writing from the IFRS Foundation.

The approved text of International Financial Reporting Standards and other IASB publications is that published by the IASB in the English language. Copies may be obtained from the IFRS Foundation. Please address publications and copyright matters to:

IFRS Foundation Publications Department,  
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: [publications@ifrs.org](mailto:publications@ifrs.org) Web: [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)

The Japanese translation of the exposure draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The IFRS Foundation logo/the IASB logo/the IFRS for SMEs logo/‘Hexagon Device’, ‘IFRS Foundation’, ‘IFRS Taxonomy’, ‘eIFRS’, ‘IASB’, ‘IFRS for SMEs’, ‘IAS’, ‘IASs’, ‘IFRIC’, ‘IFRS’, ‘IFRSs’, ‘SIC’, ‘International Accounting Standards’ and ‘International Financial Reporting Standards’ are Trade Marks of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number FC023235) with its principal office as above.

# 子会社、共同支配企業及び関連会社 に対する相場価格のある投資の 公正価値での測定

(IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号、IAS第28号及び  
IAS第36号並びにIFRS第13号に関する設例の修正案

コメント期限：2015年1月16日

公開草案 ED/2014/4「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及びIAS 第36号並びにIFRS 第13号に関する設例の修正案)は、コメントを求めることのみを目的に、国際会計基準審議会(IFRSB)が公表したものである。この提案は、最終の形となる前に、受け取ったコメントを考慮して修正されることがある。コメントは、**2015年1月16日**までに到着する必要がある、下記の宛先に文書で提出するか又は我々の‘Comment on a proposal’のページを使用して電子的に提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**IASB、IFRS 財団、著者及び出版社は、本公表物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控える者に生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれば他の原因によるものであり、責任を負わない。

国際財務報告基準(国際会計基準並びにSIC及びIFRICの解釈指針を含む)、公開草案、及び他のIASBないしはIFRS財団の公表物は、IFRS財団の著作物である。

#### コピーライト © 2014 IFRS Foundation®

**不許複製・禁無断転載：**本公開草案のコピーは、IASBへのコメントを作成する目的でのみ作成できる。そのコピーが個人的又は内部での使用のためのもので、販売又は他の方法で配布されることがなく、IFRS財団の著作物であることを明記し、かつ、IASBのアドレスを完全に表示することが条件である。

上記により許可された場合を除き、本公表物のどの部分も、全体にせよ一部分にせよ、また、複写及び記録を含む電子的、機械的その他の方法(現在知られているものも今後発明されるものも)であれ、情報保管・検索システムにおいてであれ、いかなる形態でも、IFRS財団からの書面による事前の許可なしに、翻訳・転載・複製又は利用してはならない。

国際財務報告基準及び他のIASB公表物の承認されたテキストは、IASBが英語で公表したものである。コピーはIFRS財団から入手できる。公表物及び著作権については下記に照会のこと。

IFRS Foundation Publications Department,  
30 Cannon Street, London EC4M 6XH, United Kingdom.  
Tel: +44 (0)20 7332 2730 Fax: +44 (0)20 7332 2749  
Email: publications@ifrs.org Web: www.ifrs.org

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経ている。当該日本語訳は、IFRS財団の著作物である。



IFRS財団ロゴ/IASBロゴ/IFRS for SMEsロゴ/‘Hexagon Device’、‘IFRS Foundation’、‘IFRS Taxonomy’、‘eIFRS’、‘IASB’、‘IFRS for SMEs’、‘IAS’、‘IASs’、‘IFRIC’、‘IFRS’、‘IFRSs’、‘SIC’、‘International Accounting Standards’及び‘International Financial Reporting Standards’は、IFRS財団の商標である。

IFRS財団は、米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、主たる事務所を上記に置いて海外会社としてイングランド及びウェールズで活動している(会社番号：FC023235)。

## 目 次

	ページ
イントロダクション	6
コメント募集	6
[案] IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の修正	9
[案] IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の修正	11
[案] IAS 第 27 号「個別財務諸表」の修正	12
[案] IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正	14
[案] IAS 第 36 号「資産の減損」の修正	18
[案] IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関する設例の修正	20
審議会による公開草案の承認	22
公開草案に関する結論の根拠	23
反対意見	32

## イントロダクション

---

国際会計基準審議会（IASB）は、この公開草案を、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」、IAS 第 27 号「個別財務諸表」、IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」及び IAS 第 36 号「資産の減損」の修正を提案するために公表した。

本公開草案は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位及び当該投資が活発な市場において相場価格がある場合（相場価格のある投資）の公正価値測定に関して寄せられた質問に対応するものである。同様に、IASB は、資金生成単位（CGUs）が活発な市場において相場価格がある企業に対応している場合（相場価格のある CGUs）の当該資金生成単位の回収可能価額の処分コスト控除後の公正価値に基づく測定についての質問も受けた。

修正案では、企業は、相場価格のある投資及び相場価格のある CGUs の公正価値を、企業が保有している投資を構成する個々の金融商品の相場価格と金融商品の数量との積として測定すべきであることを明確にしている。

本公開草案は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関する設例の修正案も示している。同基準の第 48 項の具体的なケースへの適用を例示するためである。当該設例は、市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスクに対する企業の正味エクスポージャーの公正価値測定を例示している。

## コメント募集

---

IASB は、本公開草案における修正案、特に下記の質問についてコメントを募集している。コメントは次のようなものであれば非常に有用である。

- (a) 記載された質問にコメントしている。
- (b) そのコメントが関連する具体的な項を明記している。
- (c) 明確な論拠を含んでいる。
- (d) 該当のある場合、IASB が考慮すべき代替案を記述している。

IASB は、IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号、IAS 第 28 号、IAS 第 36 号及び IFRS 第 13 号に関する設例における事項のうち本公開草案で扱っていない事項についてのコメントは求めている。IASB は、**2015 年 1 月 16 日**までに書面で受け取ったすべてのコメントを検討する。コメントを検討する際に、IASB が結論の基礎とするのは、各代替案への賛成論及び反対論の利点であり、各代替案を支持する回答の件数ではない。

## コメント提出者への質問

### 質問 1——子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位

IASB は、IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の範囲に含まれる投資についての会計単位は、投資の全体であり、当該投資に含まれる個々の金融商品ではないと結論を下した（BC3 項から BC7 項参照）。

この結論に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

### 質問 2——子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についてのレベル 1 のインプットと会計単位の相互関係

IASB は、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値測定は、相場価格（P）に保有している金融商品の数量（Q）を乗じた積、すなわち、 $P \times Q$  とすべきであり、調整は行わないことを明確にするために、IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の修正を提案している（BC8 項から BC14 項参照）。

この修正案に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。理由を説明されたい（財務諸表利用者に提供される情報の有用性に関するコメントを含む）。

### 質問 3——相場価格のある企業に対応する CGU の公正価値の測定

IASB は、相場価格のある CGU の公正価値測定を相場価格のある投資の公正価値測定に合わせることを提案している。相場価格のある企業に対応する CGU の処分コスト控除後の公正価値に基づいて測定する回収可能価額は、相場価格（P）に保有している金融商品の数量（Q）を乗じた積、すなわち、 $P \times Q$ （調整は行わない）とすべきであることを明確にするために、IAS 第 36 号を修正することを提案している（BC15 項から BC19 項参照）。処分コスト控除後の公正価値を算定するためには、処分コストをこの基礎で測定した公正価値の金額から控除する。

この修正案に同意するか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

### 質問 4——ポートフォリオ

IASB は、IFRS 第 13 号について 1 つの設例を含めることを提案している。市場リスクがほとんど同日で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債のグループへの同基準の第 48 項の適用を例示するためである。この設例は、このような金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスクに対する企業の正味エクスポージャーは、対応するレベル 1 の価格に従って測定することになると説明している。

提案した IFRS 第 13 号に関する追加の設例は、IFRS 第 13 号の第 48 項の適用を例示していると考えるか。反対の場合には、どのような代替案を提案するか。

**質問 5—経過措置**

IASB は、IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号の修正については、企業は、利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の中の他の内訳項目）の期首残高を修正して、子会社、共同支配企業又は関連会社に対する相場価格のある投資の従前の帳簿価額と当該修正が適用される報告期間の期首現在の当該相場価格のある投資の帳簿価額との差額を会計処理することを提案している。IASB は、IFRS 第 12 号及び IAS 第 36 号の修正は将来に向かって適用することを提案している。

IASB は、移行についての開示要求（BC32 項から BC33 項参照）も提案し、早期適用を認めることも提案している（BC35 項参照）。

提案している移行方法（BC30 項から BC35 項参照）に同意するか。反対の場合、その理由は何か、また、どのような代替案を提案するか。

**コメントの方法**

コメントは次のいずれかの方法で提出のこと。

**電子的に**            ‘Comment on a proposal page’（[go.ifrs.org/comment](http://go.ifrs.org/comment) にある）でアクセス  
（推奨している方法）

**電子メール**        電子メールでのコメントの送付先：[commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org)

**郵 送**                IFRS Foundation  
30 Cannon Street  
London EC4M 6XH  
United Kingdom

すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイトに掲載される。回答者が秘密扱いを求める場合は例外とする。そうした要求は、例えば商業的な守秘事項のような正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この点及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

## [案] IFRS 第10号「連結財務諸表」の修正

第31項を修正する。新たな文言に下線を付している。

### 投資企業：連結の例外

- 31 第32項で述べる場合を除き、投資企業は、子会社を連結してはならず、また、他の企業の支配を獲得した時に IFRS 第3号を適用してはならない。それに代えて、投資企業は、子会社に対する投資を IFRS 第9号に従って純損益を通じて公正価値で測定しなければならない。投資企業が、活発な市場における相場価格のある子会社に対する投資を有している場合には、その公正価値は、IFRS 第13号「公正価値測定」に従って、相場価格に当該投資を構成する金融商品の数量を乗じた積（調整は行わない）としなければならない。

付録 C において、C1D 項及び C6C 項から C6D 項並びに関連する見出しを追加する。新たな文言に下線を付している。

### 発効日

- ...
- C1D [日付] 公表の [案] 「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」 (IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正) により、第31項が修正され、C6C 項から C6D 項及び関連する見出しが追加された。企業は当該修正を201X 年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示するとともに、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号の修正を同時に適用しなければならない。当該修正の経過措置の詳細は C6C 項から C6D 項に示している。
- ...

### 経過措置

#### 子会社に対する投資の公正価値での測定

- C6C C1D 項で言及した修正の適用開始日において、企業は、利益剰余金の期首残高を修正して、活発な市場において相場価格のある子会社に対する投資の従前の帳簿価額と当該修正が最初に適用される報告期間の期首現在の当該相場価格のある投資の帳簿価額との差額を会計処理しなければならない。
- C6D 当該修正の適用開始日現在で活発な市場における相場価格のある子会社に対する投資について、企業は、当該修正が最初に適用される報告期間に係る利益剰余金の期首残高に認識した当該修正の影響を開示しなければならない。

## [案] IFRS 第 10 号「連結財務諸表」に関する結論の根拠の修正

下記の脚注を BC283 項及び BC296 項の第 2 文に追加する。新たな文言に下線を付している。

[日付] 公表の [案] 「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第 10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正) は、活発な市場における相場価格のある子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の公正価値での測定、並びに活発な市場における相場価格のある企業に対応する資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定を、IFRS 第13号に従って、相場価格に当該投資又は資金生成単位を構成する金融商品の数量を乗じることにより、調整を行わずに算定しなければならないと要求している。

## [案] IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」の修正

第 21 項を修正する。新たな文言に下線を付している。

### 共同支配の取決め及び関連会社への関与の内容、程度及び財務上の影響

21 企業は次の事項を開示しなければならない。

(a) ...

(b) 報告企業にとって重要性のある共同支配企業及び関連会社のそれぞれについて

(i) ...

(iii) 共同支配企業又は関連会社が持分法で会計処理される場合には、共同支配企業又は関連会社に対する投資の公正価値（当該投資について公表された市場価格があるとき）。活発な市場における相場価格のある共同支配企業又は関連会社に対する投資の公正価値は、IFRS 第13号「公正価値測定」に従って、相場価格に当該投資を構成する金融商品の数量を乗じた積（調整は行わない）としなければならない。

付録 C において、C1C 項を追加する。新たな文言に下線を付している。

## 発効日

...

**C1C** [日付] 公表の [案]「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正) により、第21項が修正された。企業は当該修正を 201X 年1月1日以後開始する事業年度に将来に向かって適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示するとともに、IFRS 第10号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号の修正を同時に適用しなければならない。

## [案] IAS 第 27 号「個別財務諸表」の修正

第 18F 項を修正し、第 10A 項及び第 18K 項から第 18M 項を追加する。削除する文言に取消線、新たな文言に下線を付している。

### 個別財務諸表の表示

…

10A 企業が、第10項に従って、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を IFRS 第9号に従って会計処理することを選択して、当該投資が活発な市場における相場価格がある場合には、それらの公正価値は、IFRS 第13号「公正価値測定」に従って、相場価格に当該投資を構成する金融商品の数量を乗じた積（調整は行わない）としなければならない。

…

### 発効日及び経過措置

…

18F IFRS 第13号「公正価値測定」を採用する日の前に、投資企業は、過去に投資者又は経営者に報告した公正価値の金額が、当該投資が知識のある自発的な当事者の中で評価日時点における独立第三者間取引において交換され得たであろう金額を表す場合には、当該金額を使用しなければならない。

…

18K [日付] 公表の [案] 「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正) により、第18F 項が修正され、第10A 項及び第18L 項から第18M 項が追加された。企業は当該修正を201X 年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示するとともに、IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第28号及び IAS 第36号の修正を同時に適用しなければならない。

18L 第18K 項で言及した修正の適用開始日において、企業は、利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の中の他の内訳項目）の期首残高を修正して、活発な市場において相場価格のある子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資の従前の帳簿価額と当該修正が最初に適用される報告期間の期首現在の当該相場価格のある投資の帳簿価額との差額を会計処理しなければならない。

18M 当該修正の適用開始日現在で活発な市場における相場価格のある子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資について、企業は、当該修正が最初に適用される報告期間に係る利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の中の他の内訳項目）の期首残高に認識した当該修正の影響を開示しなければならない。

## 〔案〕 IAS 第 27 号「個別財務諸表」に関する結論の根拠の修正

下記の脚注を BC8A 項の第 3 文に追加する。新たな文言に下線を付している。

〔日付〕公表の〔案〕「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第 10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正) は、活発な市場における相場価格のある子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の公正価値での測定、並びに活発な市場における相場価格のある企業に対応する資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定を、IFRS 第13号に従って、相場価格に当該投資又は資金生成単位を構成する金融商品の数量を乗じることにより、調整を行わずに算定しなければならないと要求している。

BC10 項の脚注を修正する。削除する文言に取消線、新たな文言に下線を付している。

2011年5月に当審議会は、公正価値の測定に関する要求事項を含んだ IFRS 第13号「公正価値測定」を公表した。〔日付〕公表の〔案〕「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正) は、活発な市場における相場価格のある子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の公正価値での測定、並びに活発な市場における相場価格のある企業に対応する資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定を、IFRS 第13号に従って、相場価格に当該投資又は資金生成単位を構成する金融商品の数量を乗じることにより、調整を行わずに算定しなければならないと要求している。

## [案] IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の修正

第 18A 項及び第 45D 項から第 45F 項を追加する。新たな文言に下線を付している。

## 持分法の適用の免除

...

- 18A 企業が、第 18 項に従って、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択している、当該投資が活発な市場における相場価格がある場合には、それらの公正価値は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」に従って、相場価格に当該投資を構成する金融商品の数量を乗じた積（調整は行わない）としなければならない。

## 発効日及び経過措置

...

- 45D [日付] 公表の [案] 「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正) により、第18A 項及び第45E 項から第45F 項が追加された。企業は当該修正を201X 年1月1日以後開始する事業年度に適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示するとともに、IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号及び IAS 第36号の修正を同時に適用しなければならない。
- 45E 第45D 項で言及した修正の適用開始日において、企業は、利益剰余金の期首残高を修正して、活発な市場において相場価格のある関連会社又は共同支配企業に対する投資の従前の帳簿価額と当該修正が最初に適用される報告期間の期首現在の当該相場価格のある投資の帳簿価額との差額を会計処理しなければならない。
- 45F 当該修正の適用開始日現在で活発な市場における相場価格のある関連会社又は共同支配企業に対する投資について、企業は、当該修正が最初に適用される報告期間に係る利益剰余金の期首残高に認識した当該修正の影響を開示しなければならない。

## 〔案〕 IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」に関する結論の根拠の修正

下記の脚注を BC13 項に追加する。新たな文言に下線を付している。

〔日付〕公表の〔案〕「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第 10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正)は、活発な市場における相場価格のある子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の公正価値での測定、並びに活発な市場における相場価格のある企業に対応する資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定を、IFRS 第13号「公正価値測定」に従って、相場価格に当該投資又は資金生成単位を構成する金融商品の数量を乗じることにより、調整を行わずに算定しなければならないと要求している。

## [案] IAS 第 36 号「資産の減損」の修正案

第 21A 項及び第 140N 項から第 140O 項を追加する。新たな文言に下線を付している。
--

## 回収可能価額の測定

...

- 21A 資産が、活発な市場における相場価格のある子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資である場合には、その公正価値は、IFRS 第 13 号「公正価値測定」に従って、相場価格に当該投資を構成する金融商品の数量を乗じた積（調整は行わない）としなければならない。処分コスト控除後の公正価値を算定するためには、処分コストをこの基礎で測定した公正価値の金額から控除する。

## 経過措置及び発効日

...

- 140N [日付] 公表の [案] 「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」（IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及びIAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正）により、第21A 項及び第140O 項が追加された。企業は当該修正を201X 年1月1日以後開始する事業年度に将来に向かって適用しなければならない。早期適用は認められる。企業が当該修正を早期適用する場合には、その旨を開示するとともに、IFRS 第10号、IFRS 第12号、IAS 第27号及びIAS 第28号の修正を同時に適用しなければならない。
- 140O 企業が第 140N 項で言及した修正の適用開始日において減損損失又は減損損失の戻入りを認識した場合に、当該修正が表示される直前期に適用されていたとしたならば直前期に認識されていたであろう減損損失の金額又は減損損失の戻入れがあれば、開示しなければならない。

## [案] IAS 第 36 号「資産の減損」に関する結論の根拠の修正

下記の脚注を BCZ15 項に追加する。新たな文言に下線を付している。

[日付] 公表の [案] 「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第 10号、IFRS 第12号、IAS 第27号、IAS 第28号及び IAS 第36号並びに IFRS 第13号に関する設例の修正) は、活発な市場における相場価格のある子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の公正価値での測定、並びに活発な市場における相場価格のある企業に対応する資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定を、IFRS 第13号に従って、相場価格に当該投資又は資金生成単位を構成する金融商品の数量を乗じることにより、調整を行わずに算定しなければならないと要求している。

## [案] IFRS 第 13 号「公正価値測定」に関する設例の修正

IE47A 項から IE47G 項及び関連する見出しを追加する。新たな文言に下線を付している。

### 市場リスク又は相手方の信用リスクのポジションが相殺し合う金融資産と金融負債への適用

IE47A 設例 13A は、市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債のグループに対する本基準の第 48 項における例外の適用を例示している。

#### 設例 13A——市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債のグループに対する本基準の第 48 項における例外の適用

IE47B 企業 A は、金融資産と金融負債のグループを保有しており、これは 10,000 の金融資産のロング・ポジションと 9,500 の金融負債のショート・ポジションで構成され、両者の市場リスクはほとんど同一である。企業 A は、この金融資産と金融負債のグループを市場リスクに対する正味エクスポージャーに基づいて管理する。このグループの中のすべての金融商品の公正価値測定は公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される。

IE47C 仲値並びに最も代表的な買呼値及び売呼値は、次のとおりである。

CU	買呼値	仲値	売呼値
最も代表的な出口価格	99	100	101

IE47D 企業 A は、本基準の第 48 項における例外を適用する。これは、企業 A が、金融資産と金融負債のグループの公正価値の測定を、この具体的なケースでは、正味のロング・ポジション（すなわち、資産）を測定日において現在の市場の状況下で市場参加者間の秩序ある取引において売却するために受け取るであろう価格に基づいて行うことを認めている。

IE47E したがって、企業 A は、正味のロング・ポジション（500 の金融資産）を対応するレベル 1 の価格に従って測定する。当該金融商品から生じる市場リスクはほとんど同一であるため、この正味ポジションの測定は、金融資産と金融負債のグループから生じるエクスポージャーの測定と一致する。したがって、企業 A は、金融資産と金融負債のグループの測定を、未決済のエクスポージャーの手仕舞又は決済をするとした場合に受け取るであろう価格に基づいて、次のように行う。

	保有数量 (Q)	レベル 1 の価格 (CU) (P)	(CU) P × Q
正味のロング・ポジション	500	99	49,500

- IE47F 企業 A は、同じ CU49,500 の測定を、正味のロング・ポジションを仲値（すなわち、 $CU100 \times 500 = CU50,000$ ）で測定し、呼値準備金（ $CU1 \times 500 = CU500$ ）で調整することによって達成する。
- IE47G 企業 A は、これによる測定（すなわち、CU49,500）を個々の 10,000 の金融資産と 9,500 の金融負債に配分する。本基準の第 51 項に従って、企業 A はこの配分を、状況に適した方法論を使用して、その性質の過去の配分と統合的な合理的な基礎で行う。

## 審議会による 2014 年 9 月公表の公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号、IAS 第 28 号及び IAS 第 36 号並びに IFRS 第 13 号に関する設例の修正案) の承認

---

公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」は、国際会計基準審議会の14名の審議会メンバーのうち13名により公表が承認された。エーデルマン氏は反対票を投じた。彼の反対意見は結論の根拠の後に示している。

ハンス・フーガーホースト	議長
イアン・マッキントッシュ	副議長
スティーブン・クーパー	
フィリップ・ダンジョウ	
マルティン・エーデルマン	
パトリック・フィネガン	
ゲイリー・カブレック	
スーザン・ロイド	
鷺地 隆継	
アマロ・ルイス・デ・オリベイラ・ゴメス	
ダレル・スコット	
徐 正雨	
メアリー・トーカー	
張 為国	

## 公開草案に関する結論の根拠

この結論の根拠は本修正案に付属しているが、その一部を構成するものではない。

### レベル1のインプットが利用可能である場合の会計単位及び公正価値測定

- BC1 IFRS 第13号「公正価値測定」を公表した後、国際会計基準審議会（IASB）は、子会社、共同支配企業又は関連会社に対する投資である金融資産についての会計単位に関する質問を受けた。IASB が質問されたのは、このような投資の会計単位は投資の全体なのか当該投資に含まれている個々の金融商品なのか（BC3 項から BC7 項参照）、また、IFRS 第13号におけるレベル1のインプットの使用に関するガイダンスと当該投資の会計単位との相互関係（BC8 項から BC14 項）についてであった。
- BC2 IASB は、同様の質問を、資金生成単位（CGU）が活発な市場における相場価格のある企業に対応している場合（相場価格のある CGU——BC15 項から BC19 項参照）の、レベル1のインプットの使用と CGU の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定との相互関係に関しても受けた。さらに、IASB は、IFRS 第13号の第48項における例外の適用に関する質問も受けた（BC20 項から BC29 項参照）。

#### 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位

- BC3 IASB は、IFRS 第10号「連結財務諸表」、IAS 第27号「個別財務諸表」及びIAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」の範囲に含まれる子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位に関する質問が提起されたのは、それらの基準における当該投資に関する測定の要求事項が IFRS 第9号「金融商品」を参照している、IFRS 第9号は個々の金融商品の公正価値測定に言及しているからであることを知った。特に、IASB が問われた質問は、それらの IFRS 第9号への参照が、投資の測定基礎（例えば、純損益を通じて公正価値）だけを参照しているのか、それとも当該投資についての会計単位（すなわち、当該投資を構成する個々の金融商品）も規定しているのかであった。
- BC4 それらの基準の要求事項は次のとおりである。
- (a) IFRS 第10号では、投資企業は「特定の子会社に対する投資を IFRS 第9号に従って純損益を通じて公正価値で測定」すべきだと述べており、IAS 第28号では、「企業は、（中略）関連会社及び共同支配企業に対する投資を IFRS 第9号に従って純損益を通じて公正価値で測定することを選択できる」と述べている。
- (b) IAS 第27号では、「企業が個別財務諸表を作成する場合には、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資を、(a) 取得原価又は(b) IFRS 第9号に準拠のいずれかで会計処理しなければならない」と述べている。
- BC5 IASB は、それらの要求事項における IFRS 第9号への参照は、企業が以下のことを行う際に IFRS 第9号の要求事項を使用するようにする意図であったことに留意した。
- (a) 投資を純損益を通じて公正価値で測定する。単に測定は純損益を通じて公正価値とすると記述せずに IFRS 第9号を参照することによって、この測定に関連性のある IFRS 第

9号の要求事項のすべてが適用されることが意図されていた。例えば、当初認識時の公正価値と取引価格との差額の処理はIFRS第9号に準拠することになる。

- (b) こうした投資の企業の個別財務諸表における会計処理（例えば、当該投資を純損益を通じて公正価値で測定するか、又は当該投資の公正価値のその後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能の選択を当初認識時に行うことによって）。

BC6 IASBは、当該投資先に対する支配又は影響力の水準に基づく企業の投資先との関係の性質は、当該投資をIFRS第10号、IAS第27号及びIAS第28号の範囲に含めるのに関連する特徴であることに留意した。その結果、当該特徴（すなわち、支配又は影響力の水準）は、それらの基準における適切な会計単位は、その主要な特徴が当てはまる投資であり、当該投資を構成する個々の金融商品ではないことを強調するものとなる。

BC7 したがって、BC6項に述べた議論とIFRS第10号、IAS第27号及びIAS第28号の現行の要求事項（BC4項参照）に基づいて、IASBは、会計単位は投資の全体であると結論を下した。IFRS第9号への参照は、測定基礎を参照するとともに、企業は同基準における会計処理の要求事項のすべて（BC5項に述べたものなど）を適用しなければならない旨を定めたものとして読むべきである。

### 子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についてのレベル1のインプットと会計単位との相互関係

BC8 レベル1のインプットに関するIFRS第13号の第69項及び第80項の要求事項と子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資についての会計単位との相互関係を議論した際に、IASBは、活発な市場における相場価格のある投資（相場価格のある投資）の公正価値を企業がどのように測定すべきなのかに関して、さまざまな見解があることを知った。それらの見解は、IFRS第13号の第69項及び第80項の要求事項についての異なる解釈が契機となったものであり、相場価格のある投資の公正価値での測定について2つの異なるアプローチが生じていた。

- (a) ある見解では、会計単位（すなわち、投資の全体）についてレベル1のインプットはないと考えていた。したがって、この見解を支持する人々にとっては、利用できる適用可能なレベル1の価格がないので、投資の公正価値は、別の評価技法を使用するか又は投資の基礎となっている個々の金融商品との相違を反映するようにレベル1の価格を調整することによって測定すべきである。
- (b) 第2の見解では、投資はレベル1の価格を有する個々の金融商品で構成されているので、当該レベル1の価格をIFRS第13号の原則に従って使用しなければならず、当該投資の公正価値測定は、相場価格(P)に個々の金融商品の数量(Q)を乗じた積、すなわち、 $P \times Q$ （調整は行わない）となる。

BC9 IASBは、IFRS第10号、IAS第27号及びIAS第28号の修正を提案している。これは、子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資について会計単位は投資の全体であっても、当該投資が活発な市場における相場価格（すなわち、レベル1のインプット）のある金融商品で構成されている場合には、当該投資の公正価値測定は、相場価格に保有している金融商

品の数量を乗じた積（調整は行わない）とすべきであること（すなわち、BC8 項における第 2 の見解）を明確にするためである。

- BC10 IASB がこの結論に達したのは、結果として生じる測定が、調整前のレベル 1 のインプットを基礎とした場合の方が、目的適合性、客観性及び検証可能性が高いと考えるからである（IFRS 第 13 号の BC168 項参照）。さらに、結果として生じる測定は、IFRS 第 13 号における下記の原則とより密接に合致することにもなる。
- (a) 関連性のある観察可能なインプットの使用の最大化と観察可能でないインプットの使用の最小化（IFRS 第 13 号の第 61 項参照）
  - (b) レベル 1 のインプットは、利用可能である場合には常に調整なしで使用すべきである（IFRS 第 13 号の第 69 項、第 77 項及び第 80 項参照）。
- BC11 さらに、IASB は、支配持分の公正価値での測定は、IFRS 第 10 号に対する投資企業の修正により、目的適合性が高くなったことに留意した。この点に関して、IASB は、IFRS 第 10 号に従って、投資企業（又は当該企業を含んだグループの他のメンバー企業）は、他の投資者には利用可能でない便益を投資先から得ないはずであることに留意した（IFRS 第 10 号の B85I 項及び BC242 項参照）。これらの修正案から生じる測定は、レベル 1 のインプットに支配プレミアム調整を含めることを禁じていることにより、投資企業の修正と整合的となる。
- BC12 IASB は、修正案の主たる影響は、投資企業のように子会社、共同支配企業及び関連会社を連結財務諸表において公正価値で測定する企業に対するものとなることに留意した。他のほとんどの場合には、この測定は企業の選択で個別財務諸表において適用となるだけである。したがって、IASB は、修正案がレベル 1 の公正価値測定に与える影響は限定的となると考えている。これには以下の理由もある。
- (a) 投資企業プロジェクトの間に収集したフィードバックによると、投資企業が保有している投資の大半はレベル 2 又はレベル 3 の公正価値測定を生じることになる。
  - (b) 相場価格のある投資を有する企業と相場価格のある投資を有する投資企業は、(BC11 項の主張に基づく) IFRS 第 13 号における測定の要求事項をこれらの修正案と整合的な方法ですでに適用している場合がある。
- BC13 IASB は、修正案に追加的な開示要求を含めるべきかどうかを検討した。結論としては、IFRS 第 13 号における開示要求は十分であり、追加的な開示は必要ないとした。
- BC14 IASB は、IFRS 第 12 号「他の企業への関与の開示」において同じ明確化を行うことも提案している（BC9 項参照）。IASB は、IFRS 第 3 号「企業結合」について同様の修正を行うことも検討した。活発な市場における相場価格のある非支配持分又は過去に保有していた持分投資（相場価格のある非支配持分及び過去に保有していた相場価格のある持分投資）の公正価値測定は、相場価格に相場価格のある非支配持分が保有している金融商品及び過去に保有していた相場価格のある持分投資における金融商品の数量を乗じた積（調整は行わない）とすべきであることを明確にするためである。しかし、IASB は、これらの考え得る修正は IFRS 第 3 号の適用後レビューの一部として扱う方が適切であると判断したので、本公開草案は同基準の修正を提案していない。

## 相場価格のある企業に対応する CGU の公正価値の測定

- BC15 IASB は、CGU が活発な市場における相場価格のある企業に対応するもの（相場価格のある CGU）である場合に、処分コスト控除後の公正価値に基づく CGU の回収可能価額をどのように測定すべきなのかも議論した。IASB は、BC8 項に記述した 2 つの見解が、相場価格のある CGU の処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定にも当てはまることに留意した。
- BC16 IASB は、第 1 の見解では、相場価格のある CGU の公正価値は CGU 全体の特徴を反映する（例えば、該当する場合には、公正価値が支配の価値を反映する）ことになり、レベル 1 のインプットが調整されるか又は別の評価技法（例えば、割引キャッシュ・フロー法）が使用される測定となるであろうことに着目した。
- BC17 IASB は、BC8 項に示した第 2 の見解では、相場価格のある CGU の公正価値測定は、調整前のレベル 1 のインプットを使用して算定されることに着目した。
- BC18 IASB は、IAS 第 36 号の修正を提案している。これは、相場価格のある CGU の処分コスト控除後の公正価値に基づいて測定した回収可能価額は、レベル 1 の価格（P）に保有している投資を構成する金融商品の数量（Q）を乗じて、すなわち、 $P \times Q$ （調整は行わない）で測定すべきであることを明確化するためであり、これは IFRS 第 13 号の第 80 項と整合的である。処分コストが、この基礎で測定した公正価値の金額から控除される。
- BC19 これは、相場価格のある CGU の公正価値測定を相場価格のある投資の公正価値測定と合わせることになる（BC8 項から BC14 項参照）。IASB は、個々の金融商品の価格を CGU 全体の公正価値を表すものと見ない人々がいる可能性があることを認識した。しかし、IFRS 第 13 号は、公正価値測定の目的適合性及び検証可能性により、レベル 1 のインプットの使用を優先する。したがって、IASB は、それらの要求事項と整合的に、相場価格のある CGU は個々の金融商品についての相場価格を使用して測定すべきだと決定した。

## 市場リスク又は相手方の信用リスクのポジションが相殺し合う金融資産と金融負債への適用

- BC20 IASB は、市場リスクがほとんど同一である金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスクに対する企業の正味エクスポージャーの公正価値を、企業がどのように測定すべきなのかに関するさまざまな見解に対処することを求められた。会計単位（個々の金融商品）を金融資産と金融負債のグループから生じる企業のリスク・エクスポージャーの純額での測定と調整しようとする場合に矛盾があることも認識されている。特に、当該グループに、公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融商品が含まれる場合である。
- BC21 ある見解では、グループの中の金融資産と金融負債のそれぞれについてレベル 1 の価格に基づく測定を生じることになる。この見解の支持者は、市場リスクがほとんど同一である金融資産と金融負債のグループの中の金融商品の測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される場合には、IFRS 第 13 号の第 48 項における例外を適用しないことになる。この見解の支持者は、レベル 1 の価格の存在により、企業は IFRS 第 13 号の第 48 項における例外を適用できないと主張する。

- BC22 第2の見解は、市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分される金融資産と金融負債のグループから生じる市場リスクに対する正味エクスポージャーを測定する際に、IFRS第13号の第48項における例外の適用を支持する。この見解では、企業は第48項における例外をこのような金融資産と金融負債のグループに適用して、正味エクスポージャーの測定を、当該正味ポジションを構成する金融商品の数量に対応するレベル1の価格を乗じたものを考慮して行うことになる。
- BC23 第3の見解は、測定の単位は、利用可能なレベル1のインプットがない正味リスク・エクスポージャーであると考え。その結果、その正味リスク・エクスポージャーの公正価値は、その特徴を考慮する評価技法を適用して測定すべきである。この見解に従うと、公正価値測定は、対応するレベル1の価格をプレミアム又はディスカウント（それらが測定の単位の特性であると考えられる場合）について調整した価格に従って測定した正味ポジション（すなわち、正味リスク・エクスポージャー）を基礎とすべきである。
- BC24 議論の中で、IASBは、IFRS第13号の第48項における例外を導入した主たる理由は、財務報告のための金融商品の評価を企業の内部的なリスク管理実務に合わせるためであったことを強調した。さらに、第48項における例外は、以下の理由でIFRS第13号に導入されたものである。
- (a) 企業は一般的に、金融商品から生じる市場リスク及び信用リスクをそれぞれの個々の金融商品に基づいて管理してはいない。むしろ、リスク・エクスポージャーはポートフォリオのベースで管理されていることが多い（すなわち、企業は個々の金融資産及び個々の金融負債のすべてを管理しているわけではなく、金融資産と金融負債のポートフォリオの正味ポジションから生じるリスク・エクスポージャーを管理している）。さらに、このようなエクスポージャーは、金融資産の売却又は金融負債の移転のいずれかによってではなく、他の金融商品を通じてリスク・ポジションの相殺を行うことによって管理されている。したがって、IFRS第13号の第48項における例外は、企業が金融資産と金融負債のグループを、市場参加者がそうした正味リスク・エクスポージャーの価格付けを行うであろう方法と整合的に測定することを認めている。
  - (b) 企業が自動的な相殺を識別でき、企業にとっての価値を最大化する方法でリスクを管理しているすべての金融商品について、評価基礎を首尾一貫させるため
  - (c) IFRS第39号「金融商品：認識及び測定」における現行の実務を維持するため（BC27項(a)参照）
- BC25 IASBは、提起された質問（BC20項参照）に回答するためには、市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル1に区分される金融資産と金融負債のグループにIFRS第13号の第48項を適用する際に使用すべき、適切な価格（P）及び金融商品の適切な数量（Q）を扱う必要があると考えた。Pに関しては、IASBは、IFRS第13号における下記の原則により、レベル1の価格が考慮すべき価格であると考えた。
- (a) 関連性のある観察可能なインプットの使用の最大化と観察可能でないインプットの使用の最小化（IFRS第13号の第61項参照）

(b) レベル 1 のインプットは、利用可能である場合には常に調整なしで使用すべきである (IFRS 第 13 号の第 69 項、第 77 項及び第 80 項参照)。

BC26 Q に関しては、IASB は、下記の理由で、金融商品の数量は正味ポジションを反映すべきだと考えた。

- (a) 金融商品と金融負債の市場リスクがほとんど同一であり、その結果、両者は相殺できる。
- (b) 正味ポジションは、企業がこのような未決済のリスク・エクスポージャーを手仕舞又は決済する方法を反映する。

BC27 IASB が P 及び Q について達した結論は、BC22 項における第 2 の見解を支持するものである。IASB は下記の追加的な要因を考慮した。

- (a) 第 2 の見解は、IAS 第 39 号及び IFRS 第 9 号における実務 (IASB は IFRS 第 13 号を公表する際にこれらを変更する意図はなかった) との連続性を示している。IAS 第 39 号と IFRS 第 9 号は、企業が金融資産又は金融負債の公正価値を測定する際に、同一の市場リスクの中での相殺し合うポジションの影響を考慮に入れることを認めており、これは一部の企業が類推により信用リスクに拡張していた (IFRS 第 13 号の BC110 項参照)。IAS 第 39 号と第 2 の見解とで測定の相違が生じる可能性があるのは、買呼値又は売呼値と呼値スプレッドの中で公正価値を最もよく表す価格との間に差がある場合だけである。
- (b) BC23 項における第 3 の見解は、レベル 1 のインプットに対してプレミアム又はディスカウントについての調整を持ち込むものであり、これは IFRS 第 13 号に従った公正価値測定では認められていない (IFRS 第 13 号の第 69 項、第 77 項及び第 80 項参照)。
- (c) 第 2 の見解から生じる測定は、企業にとっての価値を最大化する測定であり、これは市場参加者は経済的に最善の利益のために行動するという仮定に合致するものであり、IFRS 第 13 号の要求事項と整合的である (IFRS 第 13 号の第 22 項参照)。

BC28 したがって、IASB は、企業が IFRS 第 13 号の第 48 項における例外の使用を選択する場合には、市場リスクがほとんど同一で公正価値測定が公正価値ヒエラルキーのレベル 1 に区分される金融資産と金融負債のグループから生じる正味リスク・ポジションの適切な公正価値測定は、第 2 の見解によって提供されるであろうと結論を下した。この見解に従って、企業は、結果として生じる正味ポジションに含まれている金融商品に、それに対応するレベル 1 の価格を乗じることになる。

BC29 IASB はさらに、企業が IFRS 第 13 号の第 48 項における例外を適用する場合には、第 2 の見解が、BC25 項から BC27 項で述べたように、IFRS 第 13 号における原則の適用から生じることとなると結論を下した。したがって、IASB は、議論した具体的なケースについての第 48 項における例外の適用を明確化するための IFRS 第 13 号の修正は必要ないと結論を下した。しかし、異なる見解の存在により、同基準の一貫した適用が損なわれる可能性があるため、IASB は、第 48 項の適用を例示するための設例を含めることを提案することにした。

## 公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号、IAS 第 28 号及び IAS 第 36 号並びに IFRS 第 13 号に関する設例の修正案)に関する経過措置

- BC30 IASB は、これらの修正が企業の相場価格のある投資又は相場価格のある CGU に与える可能性のある影響は、IFRS 第 13 号の導入が企業が公正価値を測定する方法に与えた可能性のある変化に類似していることに留意した。IFRS 第 13 号の BC229 項において、IASB は、IFRS 第 13 号は会計上の見積りの変更と同じ方法で将来に向かって適用すべきであると結論を下した。公正価値の測定に用いる方法の変更は、公正価値測定の変動と区分できないであろうからである。
- BC31 相場価格のある投資の場合には、IASB は、企業は利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の中の他の内訳項目）の期首残高を修正して、子会社、共同支配企業又は関連会社に対する相場価格のある投資の従前の帳簿価額と、その相場価格のある投資の当該修正が最初に適用される報告期間の期首現在の帳簿価額との差額を会計処理すべきであると提案している。IASB は、この経過措置により、財務諸表利用者が、修正の過去の報告期間に対する影響と修正が最初に適用される報告期間における影響とを区別できるようになると考えた。
- BC32 IASB は、修正が最初に適用される報告期間に係る利益剰余金（又は、適切な場合には、資本の中の他の内訳項目）の期首残高に認識された修正の影響を開示することも提案している。
- BC33 相場価格のある CGU の場合に、IASB は、処分コスト控除後の公正価値に基づく回収可能価額の測定に関する修正は将来に向かって適用すべきだと提案している。遡及適用は下記のようなおそれがあるからである。
- (a) のれんの減損の戻入れを生じる可能性がある。これは IAS 第 36 号の第 124 項の要求事項（のれんについて認識した減損損失をその後の期間において戻し入れることを禁じている）に反することになる。
- (b) 過大なコストを生じる可能性がある。企業が、過去の報告期間に認識した減損損失の全部又は一部の戻入れや、減損損失の認識又は増額の結果、償却額や対応する償却累計額の残高を調整することによって、資産のベースを変更する結果となる可能性があるからである。
- (c) 有用な情報をもたらさないおそれがある。IASB は、修正案が過去の報告期間の減損損失に与える影響に関する情報の有用性は、企業が修正を適用した報告期間中に減損損失を生じたか又は戻し入れた状況だけに限定されるであろうと考えた。したがって、IASB は、修正が最初に適用される報告期間中に減損損失又は減損損失の戻入れを認識した企業は、仮に修正が報告期間の直前期において適用されていたとした場合の、直前期における減損損失の金額に対する影響に関する定量的な情報（すなわち、企業が認識したであろう減損損失の金額又は減損損失の戻入れがあれば、その金額）を提供すべきであると提案している。
- BC34 BC14 項で述べたように、IASB は、IFRS 第 10 号、IAS 第 27 号及び IAS 第 28 号における相場価格のある投資の公正価値測定に関する明確化を IFRS 第 12 号にも拡張すべきであ

ることにも留意した。IFRS 第 12 号の修正案の場合に、IASB は将来に向かっての適用が最も適切であると結論を下した。相場価格のある投資について移行日現在で要求される開示（BC32 項参照）により、修正案が最初に適用される報告期間とその直前の報告期間に提供される開示の比較可能性の欠如が補われることとなるからである。したがって、IASB は、IFRS 第 12 号の場合における修正案の遡及適用は必要ないと判断した。

- BC35 IASB は、企業にそれぞれの基準における修正案の早期適用を認めることも提案している。しかし、企業がいずれかの基準の修正案を早期適用する場合には、他の基準における他の修正案も同時に適用しなければならない。これは、全部の基準ではなく一部の基準だけの修正案を適用すると、無用の混乱や財務諸表間の比較可能性の欠如を生じる可能性があるからである。

## 反対意見

DO1 エーデルマン氏は、公開草案「子会社、共同支配企業及び関連会社に対する相場価格のある投資の公正価値での測定」(IFRS 第 10 号、IFRS 第 12 号、IAS 第 27 号、IAS 第 28 号及び IAS 第 36 号並びに IFRS 第 13 号に関する設例の修正)の公表に反対票を投じた。IASB が至った 2 つの重要な結論、すなわち、下記の結論に反対しているからである。

(a) 活発な市場における相場価格のある金融商品で構成されている子会社、共同支配企業及び関連会社に対する投資の公正価値は、当該金融商品の相場価格 (P) に保有している金融商品の数量 (Q) を乗じた積 (すなわち、 $P \times Q$ ) とすべきである。

(b) 活発な市場における相場価格のある企業に対応する CGU の処分コスト控除後の公正価値に基づいて測定した回収可能価額は、その相場価格 (P) に保有している金融商品の数量 (Q) を乗じた積 (すなわち、 $P \times Q$ ) を基礎とすべきである。

DO2 エーデルマン氏は、会計単位は投資の全体であり投資を構成する個々の金融商品ではないという IASB の結論には同意している。その結果、エーデルマン氏は、公正価値測定に用いる会計単位も、投資の全体とすべきであり、基礎となる金融商品ではなく、これは公正価値で測定される「資産」ではないと考えている。したがって、個々の金融商品のレベル 1 のインプットは、投資の公正価値の唯一の決定要因とはなり得ない。むしろ、投資の公正価値は、別の評価技法を用いて測定するか、又は投資の全体と基礎となる個々の金融商品との価格差異を反映するようにレベル 1 のインプットを調整するかのいずれかとすべきである。